

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月16日	I 3. 法令上の根拠	番号法…並びに内閣府・総務省令第16条	番号法…並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	田宮 真人	松坂 聡士	事後	人事異動による変更
平成29年6月16日	II 1. いつの時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成29年6月16日	II 2. いつの時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	松坂 聡士	加藤 功	事後	人事異動による変更
平成30年6月19日	II 1. いつの時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
平成30年6月19日	II 2. いつの時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 1. いつの時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 2. いつの時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	記載なし	該当項目を記載	事後	
令和2年8月20日	II 1. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II 2. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II 1. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II 2. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年10月28日	I-1. ②事務の概要	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事前	項目の見直し
令和4年10月28日	I-3. 法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 〔情報照会の根拠〕 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 〔情報照会の根拠〕 番号法 第19条第8号 別表第二別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号)	事前	項目の見直し
令和4年10月28日	IV-6. 情報ネットワークシステムとの接続		十分である	事前	項目の見直し
令和5年1月31日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条	番号法第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	事後	項目の見直し
令和5年1月31日	II 1. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II 2. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	